

公益財団法人オリエントアルモーター奨学財団

2024年度 大学生・大学院生 奨学生募集要項

設立趣意

公益財団法人オリエントアルモーター奨学財団は倉石得一氏（オリエントアルモーター株式会社前社長）が私財を基に1978年に倉石育英会の名称で設立し、2009年には公益財団法人の認定を受け、これまでに3,051名の奨学生を採用しました。

経済的な理由で修学が困難な学生・生徒に奨学援護を行い、社会有用の人材を育成することを目的としています。

現在、オリエントアルモーター株式会社の事業拠点の地域で奨学事業を行なっています。

1. 出願の資格

- (1) 千葉県・茨城県・山形県内に在住、又は千葉県・茨城県・山形県内の大学に在学する大学生・大学院生。
- (2) 経済的な事情により修学が困難であると認められ、学長の推薦のある者。
入学後主な学資出資者が死亡・長期療養(入院)・失業・その他の理由により学資支弁が困難になった者や、独立生計者を優先する。
- (3) 品行方正で向上心がある者。
- (4) 出願時の年齢が30歳未満である者。大学生は2年生以上の者（1年生を除く）。
原則として正規の修業年限である者。(進級ができない見込みの者、長期留学・途中卒業予定者などは除く)
- (5) 健康状態、国籍は問わないが、日本語で会話ができて義務を遂行できる者。

2. 奨学金の内容

- (1) 返済 不要（給付型）
- (2) 給付期間 1年間（4月から3月まで）
- (3) 給付金額 月額 30,000円
- (4) 他の奨学金（給付型・貸与型）との併願・併用は可とする。

3. 奨学金の給付時期

奨学金は6月、8月、12月の年3回（各4ヶ月分）の給付予定です。

4. 出願の手続

出願は大学を通じて行いますので、次の応募書類を添えて当財団へ推薦願います。

- (1) 願書（指定用紙に本人記入のこと）
- (2) 推薦書（指定用紙）
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 家計維持者の収入証明書コピー
（所得証明書、源泉徴収票、確定申告書のいずれか1つ）

5. 応募書類の提出期限と送付先

- (1) 提出期限 2024年5月1日（水）必着
- (2) 宛先 当財団事務局宛に、大学単位で一括してお送り願います。

6. 選考と通知方法

書類審査の上、当財団の理事会で決定します。確認が必要な場合には面接を行います。
通知は6月上旬に学校長及び出願者本人に書面にて連絡します。

7. 採用になった場合

採用通知時に送付する誓約書を確認の上、必要事項を記入し指定期日までに提出願います。

- (1) 署名捺印（本人記入のこと）
- (2) 振込先口座（※）

※当財団の奨学金振込先は、「ゆうちょ銀行」に指定させていただいております。
ゆうちょ銀行の奨学生本人名義の口座をお持ちでない場合は、口座開設の準備をお願いします。

8. 奨学生としての義務

- (1) 奨学金の給付を受けたら1週間以内に、奨学金受領書を当財団宛に提出する。
- (2) 年1回、当財団役員との懇談会に出席する。（会場までの交通費は支給します）
- (3) 毎年度末に成績証明書・生活状況報告書・課題作文を当財団宛に提出する。
- (4) 住所・氏名の変更、在学状況(休学・復学・転学・停学・留年や卒業延期の恐れ等)に変化があった場合は速やかに事務局に届け出る。

9. 奨学金の停止及び廃止

- (1) 奨学金の停止
 - ① 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 奨学金の廃止
 - ① 怪我や疾病などのため成業の見込がなくなったとき
 - ② 学業成績又は操行が不良となったとき
 - ③ 転学、退学、理由がない休学をしたとき
 - ④ 奨学金を必要としない理由が生じたとき（経済的な環境が好転したとき）
 - ⑤ 出願の資格で定めた地域や年齢等で不適合となったとき
 - ⑥ 奨学生として適当でない事実があったとき

10. その他

- (1) 給付期間終了後の再応募は可とします。
- (2) 奨学金の返済は必要ありません。但し、義務を怠った等の事由によっては給付した奨学金の返納を求めることがあります。
- (3) 提出された応募書類は返却しません。但し、不採用の場合には返却します。
- (4) 応募者の個人情報については当財団の業務以外では使用しません。
- (5) 卒業後の進路については、当財団は制約しません。

以上

（お問い合わせ先）

〒110-8536 東京都台東区東上野4-8-1
 公益財団法人オリエンタルモーター奨学財団 事務局
 電話：03-5826-2577 FAX：03-5826-2571
 メール：shogakuzaidan@orientalmotor.co.jp

■年間予定表

(進捗確認にご利用ください)

確認	時期	義務	内容	対象・流れ	備考
<input type="checkbox"/>	3月中旬		募集要項の送付	財団→学校	
<input type="checkbox"/>	5月1日		応募書類の提出	本人→学校→財団	
<input type="checkbox"/>	5月21日		選考	財団	
<input type="checkbox"/>	6月上旬		採用通知の送付	財団→学校→本人	
<input type="checkbox"/>	6月中旬		誓約書の提出	本人→財団	署名捺印、本人口座開設
<input type="checkbox"/>	6月		第1回奨学金の給付	財団→本人	
<input type="checkbox"/>	(振込後1週間)	●	第1回奨学金の受領書提出	本人	給付後1週間以内必着
<input type="checkbox"/>	8月末～9月上旬	●	懇談会の参加	本人	参加必須
<input type="checkbox"/>	8月		第2回奨学金の給付	財団→本人	
<input type="checkbox"/>	(振込後1週間)	●	第2回奨学金の受領書提出	本人	給付後1週間以内必着
<input type="checkbox"/>	12月		第3回奨学金の給付	財団→本人	
<input type="checkbox"/>	(振込後1週間)	●	第3回奨学金の受領書提出	本人	給付後1週間以内必着
<input type="checkbox"/>	12月下旬		年度末課題のお知らせ送付	財団→本人と学校へそれぞれ送付	
<input type="checkbox"/>	3月末	●	年度末課題提出	本人→学校→財団	成績証明書 生活状況報告書 課題作文

注意事項) ●は、当財団奨学生の義務としてお願いしている項目です。

理由なく義務を果たせない場合には奨学金の返納を求める場合があります。